

## ○利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、父母の市町村民税額の合算額にもとづき算定します。

父母（保護者）の市町村民税所得割・均等割額が0円の場合には、同居家族で最も所得が高い、あるいは納税額が多い方をその世帯の生計を担う主宰者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。ただし、収入の有無・税の扶養状況等により別生計と認められた場合は、算定根拠から除外することがあります。

【保育（2号・3号）認定について】・・・保育所、こども園（2、3号）、小規模保育事業所等

階層区分	定義	きょうだいの数え方	0～2歳児クラス			3歳児以上クラス			きょうだいの数え方												
			第1子	第2子	第3子以降	全員	第1、2子	第3子以降													
			保育料	上段→標準時間	下段→(短時間)	保育料	給食費														
1	生活保護世帯	生計同一の児童の数	0 (0)	0 (0)	無償	無償	※主食費及び副食費の額は各施設で異なります。		生計同一の児童の数												
2	市町村民税非課税世帯		ひとり親等	0 (0)			0 (0)	主食費のみ (副食費免除)		主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数										
			ひとり親等以外	0 (0)			0 (0)														
3	市町村民税均等割額のみ課税世帯		ひとり親等	6,850 (6,750)			0 (0)					無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数						
			ひとり親等以外	15,400 (15,200)			7,700 (7,600)														
			1円～48,599円	ひとり親等			7,100 (7,000)									0 (0)					
				ひとり親等以外			15,900 (15,700)									7,950 (7,850)					
4	市町村民税の所得割合算額		48,600円～57,699円	ひとり親等			9,000 (9,000)									0 (0)	無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数	
				ひとり親等以外			24,000 (23,600)									12,000 (11,800)					
			57,700円～77,100円	ひとり親等			9,000 (9,000)									0 (0)					
		ひとり親等以外		24,000 (23,600)	12,000 (11,800)																
5	市町村民税の所得割合算額	77,101円～96,999円	ひとり親等	24,000 (23,600)	12,000 (11,800)	無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数												
			ひとり親等以外	24,000 (23,600)	12,000 (11,800)																
		97,000円～120,999円	ひとり親等	29,800 (29,300)	14,900 (14,650)																
			ひとり親等以外	33,000 (32,500)	16,500 (16,250)																
6	市町村民税の所得割合算額	121,000円～144,999円	ひとり親等	36,000 (35,400)	18,000 (17,700)					無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数								
			ひとり親等以外	41,200 (40,500)	20,600 (20,250)																
7	市町村民税の所得割合算額	145,000円～168,999円	ひとり親等	46,500 (45,800)	23,250 (22,900)									無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数				
			ひとり親等以外	61,000 (60,000)	30,500 (30,000)																
8	市町村民税の所得割合算額	169,000円～234,999円	ひとり親等	78,000 (76,700)	39,000 (38,350)													無償	無償	主食費のみ (副食費免除)	生計同一の児童の数
			ひとり親等以外	78,000 (76,700)	39,000 (38,350)																

※ひとり親等の世帯とは・・・母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯

○算定根拠となる市民税額の年度について

令和7年4月から8月までは、令和6年度の市町村民税にもとづき算定し、令和7年9月以降は令和7年度の市町村民税にもとづき算定します。

R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
令和6年度の市町村民税					令和7年度の市町村民税						

↑  
○今回の保育料再算定になります。

## 【注意点】

税情報が確認できない場合（未申告等）、利用者負担額（保育料）を決定することができないため、暫定的に最高額で決定されます。申告が未だお済みでない方は早急に申告後、保育こども園課まで報告願います。

【教育（1号）認定について】・・・こども園（1号）、幼稚園等

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額（保育料）は所得に関わらず、無償（0円）となります。

(1) 給食費、主食費について

3歳以上の児童は、主食費・副食費のお支払いが必要です。

○公立認定こども園は、1号（主食費500円/月、副食費2,670円/月【4月のみ副食費が2,760円となります。】）

2号は（主食費500円/月、副食費4,500円/月）となります。

○私立の費用設定は、各施設で設定致します。（詳しくは、ご利用の施設にお問い合わせ下さい。）

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降	きょうだいのカウント		
1	生活保護世帯	※主食費及び副食費の額は各施設で異なります。			生計同一の児童の数		
2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親等	主食費のみ (副食費免除)				
		ひとり親等以外					
4	第1階層を除き、市町村民税の所得割合算額の区分が次の区分に該当する世帯	48,601円未満				ひとり親等	主食費のみ (副食費免除)
		77,101円未満				ひとり親等以外	
						ひとり親等	
						ひとり親等以外	
5	211,201円以上	主食費 + 副食費				小学校3年生以下の児童の数	

※ひとり親等の世帯とは・・・母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯

【留意事項について】・・・全ての教育・保育施設

(1) 適用年齢について

児童の年齢判定は、原則として各年度の4月1日における年齢で、当該年度中はその年齢を適用します。

※一部の私立こども園では、誕生日を迎えた満3歳児を1号として受け入れる場合もあります。詳しくは各施設にお問い合わせ下さい。

(2) 税額控除等について

市町村民税の額については、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除等の税額控除適用前の税額になります。

(3) 算定根拠となる市民税額の年度について

税の情報が確認できない場合（税の申告がされていない場合など）には、利用者負担額（保育料）を暫定的に最高額とさせていただきます。申告が未だお済みでない方は早急に申告後、保育こども園課まで報告願います。

(4) 世帯の状況が変わった場合について

婚姻、離婚、死亡、出産月の変更、児童扶養手当の支給開始・停止、障がい世帯への変更、税の修正申告等世帯の状況が変わった場合には、**必ず、保育こども園課までご連絡をお願いします。**（世帯の変更に伴う保育料の変更は届け出た翌月からの適用となります。）